

徳島労働局発表
令和6年10月23日

【照会先】
徳島労働局労働基準部賃金室
室長 岡田 英樹
室長補佐 吉成 洋美
電話：088(652)9165

「徳島県最低賃金 大学周知キャラバン」

～徳島労働局が県内の大学へ最低賃金周知の協力要請を行います～

徳島労働局（局長 竹中郁子）では、「徳島県最低賃金 大学周知キャラバン」として、徳島県内の大学に対し、改正された徳島県最低賃金の周知について協力要請を行うこととしています。

徳島県最低賃金が11月1日から980円に改正されます。

大学生の中にはアルバイト等で最低賃金額付近の賃金で働く方も相当数おられると考えることから、施行日である11月1日に徳島労働局長（竹中郁子）が、徳島大学、鳴門教育大学、徳島文理大学、四国大学を直接訪問し、大学生への最低賃金周知の協力要請を行うこととしております。

このうち、徳島大学への要請については、公開で行いますので取材いただくことが可能です。

詳細は【別添1】の実施要領をご覧ください。

【別添2】添付資料

- ・最低賃金リーフレット
- ・確かめよう労働条件リーフレット